

重要事項説明書

お客様(又はお客様のご家族)が利用しようと考えている福祉用具貸与(レンタル)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。解らないこと、解りにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、福祉用具貸与(レンタル)提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 福祉用具貸与を提供する当社(本業)の概要

会社名称	社会福祉法人 慶生会
代表者氏名	理事長 永井 正史
本社所在地	大阪市生野区巽東 4 丁目 11-10
連絡先	TEL 06-6758-0088 / FAX 06-6758-1831
業務内容	大阪府を中心とした地域の福祉を担う、高齢者福祉事業。

2 ご利用者への福祉用具貸与(レンタル)を担当する事業部所

(1) 介護保険事業部の概要

事業所名称	慶生会ライフサポート城東	
事業者コード	2774404640	
事業所責任者	永尾 健	
所在地	大阪市城東区永田3-6-2 布亀深江橋ビル201号	
事業実施地域	大阪府	
TEL	06-4258-3188	
FAX	06-6968-7272	
開設日	令和5年9月1日	
サービス名称	介護保険福祉用具貸与	
職員体制	常勤換算 4名	
その他	介護保険/介護予防福祉用具貸与 介護保険/介護予防 特定福祉用具販売 介護保険住宅改修事業者	

(2) 当社事業目的及び運営方針

事業目的	法人の三綱領である「和敬」「愛語」「感謝」を実践の基本とし、福祉用具を通し、利用者、家族に最適なサービスを提供することで、地域の社会貢献につなげる。
運営方針	利用者の日常生活における自立支援や要介護状態の軽減、または悪化の防止、そして介護者の負担軽減を図るよう専門的知識・能力を駆使し物的環境面からサービスを提供する。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 (12月31日～1月3日を除く)
営業時間	9:00～17:30

(4)職員体制

管理者	永尾 健
福祉用具選定相談者	担当：永尾 健
担当者資格	福祉用具専門相談員
事務職員	担当：金井有那

3 福祉用具貸与の内容、利用料・その他費用について

レンタル料金について	<ul style="list-style-type: none"> ・主要カタログ等に提示している商品の価格表をご覧ください ・介護保険認定の場合、原則として利用料金のうち、「介護保険負担割合証」の利用者負担割合分が利用者負担となります。 ・介護保険で認定されない場合、介護保険でのご利用上限額を超える場合、介護保険適用外になった場合は(注1)、レンタル料金全額がご利用者負担となります。(ご利用者上限額を超える場合は、超えた金額のみ全額ご利用者負担となります。)ご了承ください。
レンタル料金の計算方法	レンタル料金は1ヶ月単位で計算し、日割り計算はしておりません。
レンタル開始月及び終了月のレンタル料金	【開始日が開始月の】 15日以前の場合…月額レンタル料金全額 16日以降の場合…月額レンタル料金の1/2相当額 【終了日が終了月の】 15日以前の場合…月額レンタル料金の1/2相当額 16日以降の場合…月額レンタル料金全額 * 但し、レンタル期間が1ヵ月以下の場合は最低レンタル価格1ヶ月分
レンタル期間中の商品変更について	変更対応させていただきます。 * なお、商品変更の差額のみ返金又は請求いたします。
キャンセル及びキャンセル料金	納入後7日以内まではキャンセル可能です。(特殊寝台・移動用リフトは除きます) なお、キャンセル料は無料とさせていただきます。 但し、納入した福祉用具が弊社営業にて不適合と判定した場合は別と致します。
組立・配送料	レンタル料金の中に組立・配送料(組立て搬入・搬出費)が含まれております。

(お願い)

病院への入院や施設入所になる場合、介護保険による福祉用具貸与適応を受けることができなくなります。そのような際は、必ず担当ケアマネージャー又は弊社にご連絡を下さいますようお願い申し上げます。連絡なき場合は、レンタル料金が負担割合金額ではなく全額負担となる事がありますのでご注意ください。
 当社が必要なサービスを提供することが困難と認めた場合は、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、担当ケアマネージャーへ連絡を行い、適切な他の福祉用具貸与・販売事業者等を速やかに紹介させていただきます。

4 その他費用について

搬入・搬出料が必要な場合	<ol style="list-style-type: none"> ① 搬入・搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合 ② 遠距離、山間、離島等への搬入・搬出業務 ③ 介護保険の指定事業者申請した際、通常のサービス地域として登録した地域以外への搬入・搬出業務 ④ 契約期間中にお客様の都合により、レンタル商品の移動を行う場合 ⑤ 実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、自動車を使用した場合片道 1,000 円を徴収する
物件の滅失、破損、汚れ等	福祉用具(レンタル)商品は、解約時に破損や汚れ等がある場合、修復費用等を請求することがありますので、ご使用に際しては十分注意していただきますようお願い申し上げます。

5 ご利用者の居宅への訪問等のめやす(アフターケア)

納入後連絡	納入後、7～10日の間に適合確認の連絡をさせていただきます。
モニタリングとメンテナンス	必要に応じて、ご利用者宅へ訪問し、ご利用者がもっと安心して気持ちよくご利用頂けるよう、福祉用具の活用方法などのご提案や保守サービスを行っています。

上記に記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、ご利用者からの依頼や福祉用具貸与(レンタル)の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た際には福祉用具選定相談者がご利用者の居宅を訪問させていただくことがあります。ただしご利用者が指定居宅サービスの利用が無い場合や入院している場合、ご利用者やそのご家族(関係者)が

訪問を拒否している場合はこの限りではありません。

6 費用の請求および支払い方法について

① レンタル料金、その他の費用の支払い方法	「福祉用具」貸与サービスの提供の都度お渡しする利用者様控え(契約書等)と内容を照合の上、請求月の月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。 (ア) 利用者指定口座からの自動引き落とし(手数料は当社負担) (イ) 事業者指定口座への振り込み(手数料はご利用者負担) (ウ) 現金支払い
② レンタル料金、その他の費用の請求について	(ア) レンタル料金、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 (イ) 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月 日過ぎにご利用者様宛にお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。 (ウ) ご利用月分の銀行自動引落は翌月の 日頃となります。 (エ) 初月/2ヶ月目の利用料のご請求は自動引き落としの手続きの為、2ヶ月分まとめてとなります。<ご注意をお願いします> *また、「自動引落とし」手続きの書類に不備があった場合等は、再度正式な申請が必要となり、引落しが遅れる場合がございますので、ご了承をお願いします。
③ その他	お支払いを確認しましたら、毎月、領収書を送らせて頂きますので、宜しくご参照の上必ず保管下さいますようお願いいたします。

レンタル料金、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	当社従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を現職時はもちろん退職後においても、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	当社は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。当社は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 虐待の防止について

当社は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

虐待の防止に関する責任者 連絡先 06-4258-3188 【担当:永尾 健】	(1) 当該事業所管理者を事業所虐待防止に関する責任者に選定します。 (2) 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。 (3) 苦情処理体制を整備致します。 (4) その他虐待防止のために必要な対応を致します。
---	---

また、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又はご家族等の養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

9 苦情及び緊急時の対応について

苦情及び緊急時の対応 連絡先 06-4258-3188 【担当:永尾 健】	ご意見やご相談又苦情に関しましては、適切に対応するためのスタッフ研修は勿論の事、お客様にご迷惑をお掛けしないよう迅速な対応を心掛けています。 また、レンタル商品の緊急対応(ベッド・移動用リフト・エアマットの停止交換など)に関しては、迅速に対応いたします。
---	--

10 賠償責任について

当社は、福祉用具の貸与に伴って、当社の責めに帰すべき事由により賠償が生じた場合、当社はその責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

【当社窓口】	所在地	大阪市城東区永田 3-6-2 布亀深江橋ビル 201 号
	TEL	06-4258-3188 (FAX 06-6968-7272)
「相談・苦情窓口」	受付	9:00~17:30
【公的団体の窓口】	所在地	大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通FNビル内
	TEL	06-6949-5418
国民健康保険団体連合	受付	9:00~17:00
【市町村の窓口】	所在地	大阪市東成区大今里西 2-8-4
	TEL	06-6977-9859 (FAX 06-6972-2781)
	受付	9:00~17:30
【介護支援事業所】		

12 「個人情報」の取扱いに関する同意

お取引に関する個人情報については、弊社が本件(福祉用具貸与)のお取引を履行するために利用するほか、弊社が本件お取引以外の商品やサービスの案内・介護保険に関する適切な提供のために利用することがあります。何卒宜しくご理解の程、お願い申し上げます。

- ① 新商品や新サービスの案内
- ② アフターサービス
- ③ イベント催し等の案内や電話連絡
- ④ 介護保険サービスの提供を適切に行う為

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、ご利用者様にご説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市生野区巽東四丁目 11-10
	法人名	社会福祉法人 慶生会
	代表者名	永井 正史
	事業所名	慶生会 ライフサポート 城東
	説明者氏名	永尾 健

私は、居宅サービスの契約締結にあたりサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

私は、居宅サービスの契約締結にあたり、個人情報の取り扱いに同意します。

私は、福祉用具の「取扱説明書」を受け取り、「用具を使用した取扱い説明」を受けました。

私は、福祉用具の利用に関して、「事故防止の為の注意事項」について説明を受けました。

利用者住所	大阪市
利用者氏名	